

第 3 回函館市公害防止条例改正検討委員会会議録	
開催日時	平成 2 9 年 9 月 4 日（月） 1 4 時 0 0 分～1 6 時 3 0 分
開催場所	函館市環境部 4 階大会議室
議 事	1 第 2 回函館市公害防止条例改正検討委員会会議録について 2 拡声放送に関する規制の見直しについて 3 前文，総則，公害の防止に関する施策，規制基準の定めのない公害に関する規制の見直しについて 4 雑則，罰則について 5 新たな課題に対する取り組みについて
出席委員	笠井亮秀委員 桜井泰憲委員 佐藤幸世委員 佐藤哲身委員 永盛恒男委員 (計 5 名)
欠席委員	(計 0 名)
事務局出席者の職・氏名	環境対策課長 栗谷正尚 環境対策課主査 橋野誠司 環境対策課主査 柳町琢也 環境対策課主査 奥野秀光 環境対策課主事 西川太一 (計 5 名)

橋野主査	定刻となりましたので、ただ今から、第3回函館市公害防止条例改正検討委員会を開催します。 本日の会議は、委員全員の出席をいただいておりますので、函館市公害防止条例改正検討委員会設置要綱第6条第3項の規定により、成立していることを報告します。 それでは、議事に入りますが、規定により、会議の議長は委員長が務めることになっておりますので、桜井委員長、よろしくお願いします。
桜井委員長	本日はお忙しい中、ご参集いただき感謝申し上げます。 早速、議事に入らせていただきます。 議事(1)前回の委員会の会議録についてですが、事務局の方で作成し、事前に各委員に修正等の確認をいただいているものであります。 皆さまにお諮りいたしますが、資料1のとおり第2回委員会の会議録とさせていただくことでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
桜井委員長	それでは、資料1のとおり前回の会議録を承認することとし、市のホームページで公開することとします。
桜井委員長	次に、議事の(2)「拡声放送に関する規制の見直しについて」に入ります。 前回の委員会において協議いたしました但、その時の各委員の意見に基づき、事務局が資料を整理しましたので、本日は、改めて検討していただくこととなります。 それでは、事務局から説明をお願いします。
栗谷課長	【資料2について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 それでは、委員から、質問や意見を伺いたいと思います。
佐藤(哲)委員	資料の6ページに記載の「現在設置されている定置式拡声放送機に対しては、猶予規定を設ける。」という部分ですが、もう一度説明願います。
栗谷課長	市が告示している騒音規制区域の第1種・第2種区域の一部には現状で定置式拡声機が設置されており、この趣旨の規定を置かなければ、この拡声機は改正条例の施行に合わせて撤去しなければならないこととなります。このため、激変緩和措置として、改正条例が施行する前にこの区域に設置されている拡声機につきましては、取り外すまでの期間は引き続き設置を認めるというものです。
佐藤(哲)委員	相手に任せるとのことですか。
栗谷課長	一定期間を定め、その間に撤去させることまでは考えており

	ません。
佐藤(哲)委員	実質的に問題はありませんか。
栗谷課長	今回新たに定置式拡声機の設置を規制しようとする区域は、主に住宅地であるため、そもそも設置数が少なく苦情も少ないため、期間を定めて撤去させる必要性は少ないと考えております。
佐藤(哲)委員	撤去するまで、苦情はあるかもしれませんね。
栗谷課長	市に苦情が寄せられた場合には、これまで同様に設置者に対して対応を求めてまいります。
佐藤(哲)委員	資料の 7 ページのところですが、「他自治体を参考に適用除外規定を明確化する。」というのは、今後考えていくということですか。
栗谷課長	他自治体の条例では、適用除外として「運動会、祭礼、地域慣習」と明記されているところもありますので、改正後の条例もそのような形で明記したいと考えております。
永盛委員	前は欠席していますので、会議録は読みました。今の議論は拡声放送に限定した話ですね。騒音一般に対する規制という観点は議論されたのでしょうか。
栗谷課長	前回の委員会では、市条例で規制対象としている、例えば空気圧縮機などの騒音発生施設の取り扱いについてご議論いただきました。拡声放送につきましては、市内の状況等を説明し、今回、ご議論いただくことといたしました。
永盛委員	このような質問をしたのは、市内のある場所で、音楽ホールだと思うのですが、夜に演奏の音が相当外に漏れているところがあります。また、スナックからカラオケの音が漏れているところもあります。近隣の方には耳に入っている方もいると思うのですが、このような一般的な騒音被害を議論したのか確認したかったということです。
栗谷課長	そのような騒音は、前回の委員会では議題として取り上げておらず、本日の議題(5)「新たな課題に対する取り組み」の中の、生活騒音や近隣騒音のテーマで委員ご指摘の騒音も含めご議論していただく予定としております。
永盛委員	分かりました。
桜井委員長	資料の 7 ページの全国イカ水揚げ量上位 5 都市のところですが、冷凍イカの水揚げが多い自治体も含まれています。 生け簀イカのように生きたまま港に持って来て、早朝に販売するというのは函館市を始めとした、道南に限られています。 地域的な風物でもありますので、適正なルールのもと市が販売者を指導しながら、イカ売りは残して欲しいと思います。

栗谷課長	実際にイカ売りしている事業者から担当者が聞き取りを行いました。 朝の販売は6月から雪が降り出す頃まで行っており、5時半頃から始めているとのことでした。店にも直接苦情があるとのこと、苦情があった場所では拡声放送を行わないようにするなど、事業者も対応しているとのこと。前回の委員会でも説明したスマートフォンの位置情報を使うという案も事業者にも提案しましたが、購入に来る方は年配者が多いので、そのような仕組みでは行いづらいとのことでした。 我々としては、決してイカ売りを否定するものではありません。函館市史のイカに関するコラムには「夏イカの季節になるとイカ売りの声が早朝から聞こえた」という記載もあります。自転車やリヤカーを使用し地声で販売していたものが、時代とともに車両と拡声機を使って販売するようになったものと思います。 市としては、苦情の状況や地域の風物詩的な側面などこれまでの議論も踏まえ、条例の一部を適用除外としたいと考えているところですが、早朝のイカ売りが多く市民に受け入れられるようなルール作りを合わせて行うこともしていかなければならないと考えております。
笠井委員	インターネットを利用して行うつもりはないということですか。
栗谷課長	購入に来る方は年配者が多いので難しいとのことでした。
笠井委員	そのような販売方法を取ったら、若い人が買いに行くようになるかもしれないですね。
桜井委員長	たこ焼きの移動販売では、今日は〇〇スーパーの〇〇店でという形でインターネットに載せているところがありますね。
永盛委員	30年前に函館に来たのですが、文献を読むと函館の風物詩として早朝のイカ売りがあると書かれていたので、函館を象徴するものだと思っていました。 私の近所にも以前はイカ売りが来ていたのですが、買おうと思えば外に出たら、音がすれども姿が見えませんでした。移動が早いんですね。とてもじゃないが追いつきません。 業者には営業の自由があり、市民には静穏な生活を要求する権利がありますので、営業の権利と静穏な生活の権利とのせめぎ合いがあると思います。これをどのようにバランスを取るかが難しいということは承知していますが、イカ売りは函館を象徴するものと認識しておりますので、規制しない方が良くないかなと思います。

桜井委員長	イカ売りの事業者に聞いたことがありますが、1箇所に残っていると苦情を言われるので、早く移動してしまう。早朝のイカ売りのルールを作って、そのルールで売ってもらうという方法があっても良いと思います。
永盛委員	牛乳の移動販売車は、家の前に止まると放送をやめます。私自身は神経質にはなっていませんが、うるさいと言う方はいます。
栗谷課長	拡声放送の苦情が市に寄せられ事業者を指導すると、事業者は音量を絞ったり、移動するルートを変えたりと対応します。
佐藤(哲)委員	誰が聞いても迷惑だと思う音と拡声放送を比較するのはどうかと思います。恒常的な騒音と違い、厳しいルールで縛るのはどうかと思います。夜中に騒いでいるのとは違いますから。
桜井委員長	柔軟に対応することができれば良いですね。ルールに縛られ過ぎると動けなくなることもあります。
佐藤(幸)委員	昔は夜泣きそばのようなものもあり、生活の中で必要な合図だった訳で、厳しい規制をかけるという対象にはならないものと思います。
桜井委員長	ほかに質問・意見はありませんか。
各委員	(特になし)
桜井委員長	事務局案のとおりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
桜井委員長	ありがとうございます。 これで、議事(2)「拡声放送に関する規制の見直しについて」に係る審議を終了いたします。 続きまして、議事(3)「前文、総則、公害の防止に関する施策、規制基準の定めのない公害に関する規制の見直しについて」に入りたいと思います。 事務局から、説明をお願いします。
栗谷課長	【資料3について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 1点確認しますが、公害防止条例と環境基本条例の関係の所は、環境基本条例を主として、公害防止条例で重複している部分について関係を整理するということですか。
栗谷課長	そのとおりです。
桜井委員長	分かりました。 それでは、委員から、質問や意見を伺いたいと思います。
笠井委員	確認したいのですが、旧公害対策基本法に基づく公害防止条例ということであれば、公害対策基本法が廃止となっているので、公害防止条例を廃止し、環境基本条例に委ねるということ

	はできないのですか。
栗谷課長	公害防止条例の性格ですが、まず、公害対策基本法があった時代には、公害対策基本法に基づき大気や水質などの環境基準が定められており、その基準を達成するために大気や水質などの公害に関する各個別法において全国一律の規制基準が定められていました。また、各個別法では、地域の実情に応じて条例で規制することが認められていました。このため、公害対策基本法時の公害防止条例は、設置根拠を個別法に置き、地域の環境基準を達成するための独自の規制や、地域の社会的条件等に応じた規制を行うというものでした。 その後、公害対策基本法が廃止され、それに替わる環境基本法を制定し、これに伴い環境基準の根拠は環境基本法に変わりました。環境基本法と公害に関する各個別法の関係は、公害対策基本法時と変わりがなく、各個別法と公害防止条例の関係も変わっておりません。そのような中、平成11年に環境基本条例が制定されました。環境基本条例は市内における環境の保全のために必要な施策を実施するために制定されたものであり、公害防止条例に優越する性格を持つものであります。このため、公害防止条例は環境基本条例の基本理念を達成するための施行条例としての側面も併せ持つこととなりました。
笠井委員	分かりました。
永盛委員	非常に分かりにくい関係ですね。 公害に特化したものとして公害防止条例、環境全体に関して環境基本条例と理解していけば、両方に存在する意義はありと理解ができると思います。 北海道条例と市条例の関係ですが、北海道条例には市町村が条例で北海道条例に相当する規定を定めたときは、北海道条例は適用しないという条文があります。北海道条例に類似の条文があるから市条例を削除することになると、逆効果です。北海道条例では市町村が定めれば市町村の条例を優先すると言っているのです、市条例を削除して北海道条例に委ねるとなれば、真逆の方向で考えていくことになる訳です。これで問題が生じないだろうかという疑問が生じます。お互いにそちらで決めたらそちらで良いですよと言ってしまえば、その狭間で何か問題が生じないかという疑問が出てきます。 市の法制担当課と相談しながら、齟齬や矛盾がないか検討して欲しいと思います。
桜井委員長	北海道条例が適用されるとすれば、市条例を適用することはないのでは。

永盛委員	私は、北海道条例があるから、そちらに任せますよというのではなく、市の公害防止条例を生かす方向で整理した方が良いと思います。
桜井委員長	市の公害防止条例の中で、北海道条例を適用するという整理ですか。
永盛委員	市条例で北海道条例に相当する規定を定めれば、北海道条例は適用されないという規定になっています。 北海道公害防止条例第69条に規定されており、市町村の条例が優先する規定となっています。 北海道条例があるから市の条例は作らなくて良いという発想になると、逆ですね。市町村で定めたら北海道条例は適用しないと言っていますから。ところが、市の方は北海道条例があるから定めないこととなると、市の方が北海道に預けた形になります。
桜井委員長	北海道条例の規定を、市に適用させるということではないですか。
永盛委員	そういうことであれば、市が公害防止条例を作る意味がどこにあるのかということまで行ってしまいます。北海道条例があるから市の公害防止条例は廃止ということも可能です。
栗谷課長	他の自治体の条例を見ると、市独自で公害防止条例を持っていないところもあります。そのような自治体は、都道府県条例が適用され、自治体内で起きる公害の問題は法律と都道府県条例で対応しています。 他の自治体を参考にすると北海道条例に全部委ねても良いという考えもあるかと思いますが、函館市の公害防止条例は、昭和40年代に地域の実情に応じて作られ、これまで一定の効果をあげている条例でもありますので、見直す所は見直し、残す所は残すという整理をしたいということです。
永盛委員	地方自治の本旨は、各自治体の実情に応じたルールを作ることです。そうすると、北海道全体の趣旨と函館市の趣旨は違って良いというのが地方自治の基本です。 函館市で条例を作るとすれば、市の実情にあった条例を作っていくというのは、極めて妥当なことだと思います。 国の問題と都道府県の問題と市町村の問題は違います。例えば、参政権についてですが、国政選挙に関しては定住外国人には参政権を与えられていないのですが、判例では、定住外国人に参政権を与えることは憲法上禁止されていないということです。 なぜかという、各自治体に住んでいる定住外国人は自治体

	に密接に結びついている事務に関しては、意思表示をする機会を与えられても良いのではないかと考えています。 地方自治に関しては、そこに住んでいる住民の意思をより直接に反映させなさいという基本発想です。北海道全体の条例と函館市に特化した条例が違うという考え方もあります。 都道府県の条例に任せて、市が条例を作らないというのは、ある意味、面倒くさいからやらないということもあるのではないのでしょうか。 函館市が昭和40年代に公害防止条例を作ったのは、非常に先進的なことだと思います。函館市の大きなアピールポイントでもあると思えば、それは評価しても良いのではないかと思います。
栗谷課長	委員のご指摘のとおり、北海道条例と市条例の基本的な関係も含め、整理する内容について法制担当課と協議してまいります。
永盛委員	いろいろ議論がありましたら、私も及ばずながら協力したいと思います。
桜井委員長	ほかに質問・意見はありませんか。
各委員	(特になし)
桜井委員長	指摘も踏まえて事務局に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
栗谷課長	分かりました。
桜井委員長	これで、議事(3)「前文、総則、公害の防止に関する施策、規制基準の定めのない公害に関する規制の見直しについて」に係る審議を終了いたします。 続きまして、議事(4)「雑則、罰則について」に入りたいと思います。 事務局から、説明をお願いします。
栗谷課長	【資料4について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 それでは、委員から、質問や意見を伺いたいと思います。
各委員	(特になし)
桜井委員長	事務局案のとおりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
桜井委員長	これで、議事(4)「雑則、罰則について」に係る審議を終了いたします。 引き続き、資料5の説明がありますので、事務局からお願いします。
栗谷課長	【資料5について説明】

桜井委員長	ありがとうございました。 資料の点線の中にあるのが現行の条例で、この条文に法令と同一の規制基準とする場合は市の環境審議会から意見聴取を行わないという部分が加わるということですか。
栗谷課長	条文の形は別として、そのような趣旨です。
桜井委員長	分かりました。 それでは、委員から、質問や意見を伺いたいと思います。
永盛委員	事務局の趣旨は良く分かります。国と同じ基準を定める場合には環境審議会の意見を聴かなくても良いということは、私は賛成です。 条文をどう作るかということだと思いますので、法制担当課とよく相談して条文案を考えていただきたいと思います。
栗谷課長	国が定める規制基準は、中央環境審議会で相当の時間をかけて審議していきますので、市条例に相当する国の規制基準が変更となる場合には、事前に環境審議会へ説明することは可能と思います。 なお、国の規制基準に合わせて市の規制基準を変えた場合には、直近の環境審議会に報告してまいります。
笠井委員	環境審議会の意見を聴かなければならないとありますが、必ず環境審議会の会議を開かなければならないのですか。
栗谷課長	意見聴取の方法は、各委員に対する照会形式ではなく、合議体としての意思決定が必要と考えております。
笠井委員	個別の委員が意見を述べただけでは駄目なのですね。
栗谷課長	そのように考えております。
佐藤(哲)委員	環境審議会の開催頻度は。
栗谷課長	最近は年に1回程度の開催となっております。
笠井委員	意見を聴くだけであれば、メールでも良いのではと思ったのですが、統一した意見が必要であれば、なかなか難しいですね。
栗谷課長	国が定めた規制基準は、国が科学的根拠に基づき判断しておりますので、そのまま市の規制基準に採用しても問題はないと考えますが、仮に市が独自に規制基準を定める場合には、最終的に罰則の適用もありますので、科学的根拠に基づき市の環境審議会でも議論していただき合意形成を図る必要があると考えています。
永盛委員	科学的知見に基づくことは必要だと思います。場合によっては、行政訴訟まで考えなければいけない。裁判になったときに相手方にその規制基準の根拠について説明を求められたときに、それを証明できなければ裁判に負けます。そこまで考えなければ危険だと思います。

桜井委員長	ほかに質問・意見はありませんか。
各委員	(特になし)
桜井委員長	事務局案のとおりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
桜井委員長	続きまして、議事(5)「新たな課題に対する取り組みについて」に入りたいと思います。 事務局から、説明をお願いします。
栗谷課長	【資料6 (光化学オキシダント・微小粒子状物質 (PM2.5) について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 それでは、委員から、質問や意見を伺いたいと思います。
佐藤(幸)委員	PM2.5ですが、全国的に注目されておりまして、函館市では特異なケースで高くなることはあっても、全般的には基準を下回っているという結果になっています。 今の説明では、市内で測定値が高くなるケースは国外からの越境ということであり、これで間違いは無いと思っていますが、発生原因を行政として把握しておく必要があります。発生原因を解明するために国は地方自治体に対し、PM2.5の組成分析をすることを求めています。市では組成分析を行っていますか。
栗谷課長	委員ご指摘のとおり、PM2.5の発生原因を解明するために組成分析を行うよう国から求められています。測定箇所の基本はバックグラウンド、定点と移動点の最低3箇所で、年4回を四季で行うよう求められています。 PM2.5の採取から分析までの調査を全面的に委託した場合1千万円に近い委託料ですので、市の財政状況や環境基準の達成状況を考えると予算要求に至らず、これまで組成分析は行っておりません。 しかし、PM2.5は市民の関心も高く、組成分析は必要と考えております。他の自治体では、大気サンプラを購入し、検体の採取までは職員が行い、検体の分析だけを委託し経費を抑えているところもありますので、組成分析に関する他自治体の取り組みなど調査研究を進め、なるべく早期に取り組んでまいりたいと考えております。
佐藤(幸)委員	市独自で規制を行う場合には、市の状況を解明したうえで、それをバックグラウンドとして進める必要がありますので、予算措置は大変かもしれませんが、前向きに検討して、実施する方向でやっていただければと思います。
桜井委員長	ほかに質問・意見はありませんか。

各委員	(特になし)
桜井委員長	他に意見がないようですので、今の意見を参考に行っていただけだと思います。 続きまして、「アスベスト」について説明をお願いします。
栗谷課長	【資料6（石綿〔アスベスト〕）について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 それでは、委員から、質問や意見を伺いたいと思います。
佐藤(幸)委員	総務省勧告を受けた環境省からの依頼に対して、函館市は積極的に取り組みを行っているという説明でした。環境省から特定粉じん排出等作業に該当しない建築物の解体現場も含め、アスベスト大気濃度の調査について協力をするよう依頼があると思うのですが、市はこれまで解体現場におけるアスベスト濃度を測定していますか。資料の12ページにありますように、特定粉じん排出等作業の全件で行政指導により大気測定を行わせ、データを提出させているようですが、それを国にデータ共有という形で提供はされているのですか。
栗谷課長	アスベスト大気濃度の測定については、平成17年度から環境省が行っており、函館市に対しても調査の協力依頼が来ております。しかし、一般家屋の解体工事の情報は直前でなければわからず把握が難しいため、環境省の依頼に応えることができていないのが現状です。また、特定粉じん排出等作業に該当する場合の事業者が測定したデータの提供は環境省から求められていないため提供しておりません。
佐藤(幸)委員	飛散性アスベストは、大気汚染防止法や石綿障害予防規則の基準に基づき管理され、外に出さないようにしています。建物の解体工事の情報の把握が難しいとのことですが、公共の建物を解体・撤去しようとするような案件があれば、情報は得やすいと思いますので、環境省調査に協力できると思います。市の条例で何らかの対応を規定するにしても、まずはきちっとしたデータを取る必要がありますので、環境省調査に協力するなど取り組みをお願いします。 次に、一般大気環境中のアスベスト濃度を測定したことはありますか。
栗谷課長	これまで環境部では測定したことはありません。
佐藤(幸)委員	市がアスベスト対策を条例化する場合、市内の状況を把握して置くことは必要です。先ほど話もありましたが、規制条例に罰則はつきものです。条例で定めた基準が科学的知見に基づくかが問われますので、市内の状況を把握し必要な対策を考えるべきです。まずは、バックデータを収集する取り組みを行うべ

	きです。 災害時の対応についても説明がありましたが、東日本大震災の膨大な災害廃棄物の解体・撤去のときも、アスベストの問題が非常に重視され、解体・撤去の処理を行う事業者にはアスベスト研修会を実施しています。作業する人がアスベストの直接的な被害を受ける可能性がありますので、函館市でもそのようなことが将来的に起こることも考えられます。災害時にはそのような研修も検討いただきたい。作業する人の保護対策も重要です。
桜井委員長	ほかに質問・意見はありませんか。
各委員	(特になし)
桜井委員長	他に意見がないようですので、今の意見を参考に行ってくださいと思います。 続きまして、「生活騒音および近隣騒音」について説明をお願いします。
栗谷課長	【資料6（生活騒音および近隣騒音）について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。 この問題に対する市の対応としては、基本的には条例に規定せず、行政指導や合意形成を得ていくということですね。裁判になることもあるのですか。
永盛委員	あります。殺人事件にもなっていますので、甘く見れないです。騒音に関しましては、資料の14ページにもありますように、発生原因は千差万別です。 東京のマンションの相談を受けた例ですが、毎晩決まった時間に日曜大工をしているような音がしていると言っていました。上の階がうるさいということで、下の階の者からの相談でした。弁護士に相談させましたが、結局解決しない。弁護士に聞いたらマンションの騒音問題は難しいという話でした。マンションの管理組合を間に入れて話をしたが、結局がちがあかない。最終的にはそのマンションから引っ越したということです。精神的にまいってしまうので、結局逃げ出すしかない。管理組合を使っても解決しない。市が入ったとしても、難しい問題に介入することになるので、どうにもできなくなると思います。 条例で規制するにしても、規制の仕方が難しいです。条例を作ることができるならば、作った方がよいとは思いますが、相当なテクニックが必要になるということになります。
佐藤(哲)委員	私もマンションの騒音問題に携わったことがあるのですが、マンションの遮音性能の評価方法として建築学会が提案して

	いる方法があって、J I Sにも載っています。遮音性能等級が特級，１級，２級，３級と決まっており，２級が標準となっていますが，実際に測定すると大概それ以上の性能になっています。 実際の入居者にとってはそのような話で片づけられる問題ではなく，最初に耳につき少しでも聞こえると収まりがつかない。これを数値で抑えることは難しいと思います。 先ほど話していたカラオケは，函館では大きな問題になっていますか。
栗谷課長	年に１，２件の苦情が市に寄せられています。
永盛委員	かなり音が外に漏れているところがあります。近くを歩いていると分かります。近くに病院がありますから営業できないのではないですか。
佐藤(哲)委員	商業区域ではないかと思いますが，そうであれば駄目とはならないですね。
栗谷課長	市条例には，夜間の静穏の保持という規定はありますが，規制基準は定めておりません。
永盛委員	市が苦情対応に行っても，規制基準がなければ指導に困りますね。
栗谷課長	事業者には，市に苦情が寄せられているので対応をお願いしたいとの行政指導を行っております。
永盛委員	経営者から根拠を出せと言われれば困りますね。そういう意味では基準を作っておいた方が良くと思うのですが，作るにしても作らないにしても検討が必要ですね。
桜井委員長	この委員会では公害問題のみを議論していますが，実際には生活環境保全や動物の問題も含めて，公害だけではなく一般的な生活環境問題への対応の検討も必要ですね。 公害の定義からみると限界があり，条例にするのは難しいようですが，市民生活の様々な課題を考えればもっと広くなると思います。
栗谷課長	この委員会は，あくまでも公害防止条例の見直しということで，公害という観点から専門的意見をお願いしておりますが，他の自治体では，地球温暖化の問題も含めた生活環境の保全条例制定の動きも出てきております。 今後，函館市においてもそのような条例の必要性については検討していくことになると思います。
佐藤(幸)委員	資料の１４ページに記載している冷却塔・室外機の故障による騒音についてですが，冷却塔・室外機は回転機器ですから，回転音が低周波のように遠くに飛んで，特定の人が気になった

	ら、夜も眠れなくなります。このような感覚的な公害を起こすこともあります。機械の面でなんとかできるものもあります。例えば、室外機の向きを変えるとか、ルーバーを設置するとかの形で改善できるところはあります。
永盛委員	気をつけないと殺人事件も起きてしまいますから、市の対応は大変だと思います。
佐藤(哲)委員	先ほど話したケースでは、建設会社が訴えられ何らかの改善工事を行ったようです。実質的に有効な改善には至らなかったと思われますが、住民の不満は大分収まったとのことでした。
永盛委員	その費用は会社が負担したのですか。
佐藤(哲)委員	お互いに負担したようです。 とりあえず収まったようですが、すべての入居者が満足した訳ではないと思います。
佐藤(幸)委員	行政ではそこまでできないですね。
永盛委員	行政のタッチすることではないですね。
佐藤(哲)委員	低周波の関係で公害の調停を2件ほど行いましたが、被害にあった人は、調停の委員会に来て最初から怒っていて、こちらから何を言っても聞く耳を持たない感じでした。 そうなってから何かをやるとしてもなかなかできないので、あらかじめ技術的に解決できることがあれば実施しておいたほうが良いのですが。
佐藤(幸)委員	事業者は、そういう苦情を直接受けると、うちではないという話にどうしてもなります。民間同士だと、かなり激しいぶつかり合いになります。
桜井委員長	その他何かありませんか。
各委員	(特になし)
桜井委員長	これで、議事(5)「新たな課題に対する取り組みについて」に係る審議を終了いたします。いろいろな意見が出ましたので、これを参考に検討していただきたいと思います。
桜井委員長	その他何かありませんか。
各委員	(特になし)
栗谷課長	本日はありがとうございました。 次回の委員会は、10月2日(月)に開催を予定しております。これまで3回にわたってご議論いただいたことを報告書(案)として取りまとめますので、それをご確認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
桜井委員長	以上で、第3回函館市公害防止条例検討委員会を終了いたします。 ありがとうございました。